

長岡市監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施し、次のとおり監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により公表します。

平成27年7月15日

長岡市監査委員	金山宏行
同	北村敏雄
同	柴野寛
同	五井文雄

1 監査の対象

危機管理防災本部
与板支所

2 監査の範囲

平成26年度の財務に関する事務その他の事務及び事業の執行状況

3 監査の期間

平成27年5月7日から5月18日まで

4 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ提出を求めた資料と関係諸帳簿類とを主体に照査検討するとともに、関係職員の説明を聴取し、その執行状況から主として財務に関する事務の適法性、効率性について監査しました。

5 監査の結果

監査の対象	監査の結果
危機管理防災本部	適正に処理されていまして。
与板支所 地域振興課	<p>次の事項のほかは、おおむね適正に処理されていまして。</p> <p>(是正事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ広場(テニス場・野球場)使用料収入の確認不足について <p>スポーツ広場使用料の徴収において、徴収受託者が誤った金額で徴収しているが、担当課でその確認を怠っているもの</p> <p>(注意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通園バス運行管理業務委託料の過払いについて <p>通園バス運行管理業務委託料について、運転・管理日報の運行時間が重複して記入されていたため、過払いとなっているもの</p>
与板支所 市民生活課	適正に処理されていまして。
与板支所 産業建設課	適正に処理されていまして。